

2017年3月15日

国立市議会議長 中川 喜美代 様

提出者 尾張美也子

〃 藤田 貴裕

〃 上村 和子

賛成者 高原 幸雄

〃 住友 珠美

〃 関口 博

議案の提出について

議員提出第 1 号議案

**国民の基本的人権を脅かす「共謀罪」の創設を
行わないことを求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

国民の基本的人権を脅かす「共謀罪」の創設を行わないことを求める意見書（案）

政府は、2020年の東京オリンピックなどに対するテロ対策を理由として、「共謀罪」の趣旨を含む組織犯罪処罰法改正法案を、今通常国会に提出しようとしています。

既に日本国内においては、政府も認めるように、テロ防止関連諸条約13本を批准し、これに対応する現行法で、テロの未然防止、取り締まりは可能です。日本弁護士連合会によると、殺人予備罪や内乱予備罪・陰謀罪、凶器準備集合罪など57の主要重大犯罪について、未遂以前の共謀や予備の段階からの処罰が可能ということです。

近代刑法では、被害が生じた場合（少なくとも犯罪行為に着手した場合）に、その犯罪行為を処罰することが原則です。この法案は、実行していなくても、相談・計画（共謀）すれば、それ自体を罪とするものです。そのため、警察が国民の内心に踏み込み、捜査することにつながり、憲法の保障する思想・良心・言論の自由など基本的人権を侵すおそれがあります。いわゆる「共謀罪」は、過去3度にわたり国会に提出されながら、そのたびに国民世論によって廃案になりました。

政府は、「共謀罪」は、「組織的犯罪集団」という要件を加えるので「一般の方々がその対象になることはあり得ない」としています。しかし、これまでの国会答弁では「組織的犯罪集団」が既存の集団に限られないとしており、その定義も曖昧で、取り締まる側の恣意的な運用を禁じることができず、市民団体や労働組合等も対象にされかねません。

さらに問題なのは、「話し合い・合意」に加え、犯行の「準備行為」を要件に加え、どのような行為を「準備行為」とみなすかは捜査機関の裁量に委ねられていることです。

かつての治安維持法も、「社会運動が法案のため抑圧されることはない」として成立したにもかかわらず、その後、結果的に「政府に反対した」とみなされた多くの者が処罰されるに至りました。

「共謀罪」は、犯罪に関係のない国民の人権・プライバシーが侵されるとともに、モノ言えぬ監視・密告社会をつくることが強く危惧されるものです。

よって、政府は、下記事項について措置されるよう強く要請いたします。

記

「共謀罪」の創設を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2017年3月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長